

役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 ろうふく会（以下「当法人」という。）定款第 8 条および第 2 1 条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁済)

第 3 条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁済する。<ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。>
支給方法は出席の都度、現金支給とする。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁済

札幌市内	5,000円
その他	旅費規程に基づく

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁済

札幌市内	5,000円
その他	旅費規程に基づく

(改 廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年6月22日から施行する。